

商品概要説明書

スーパー定期貯金 (退職金定期貯金 J A - S T A R T)

(令和8年9月14日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・退職金定期貯金 J A - S T A R T (ジャスト)
2. ご利用いただける方	・1年以内に退職金をお受け取りになった個人のお客さま ※原則として、当 J A 管内にお住まいの方に限ります。 ※他の金融機関にて退職金を受け取られた場合も対象となります。 ※お申し込みはお1人さま1回限りいたします。
3. 期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・200万円以上(ただし、退職金お受け取り金額が上限) ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・(退職金をお預入れおよび以下のいずれかの要件を満たすお客さま) ①年金を既に J A でお受け取りのお客さま ②年金を新たに J A でお受け取りになるお客さま ③年金を今後お受け取り予定で、J A 所定の「年金ご予約票」にて年金受け取りのご予約をいただいたお客さま 期間 1年: 年0.700% (税引後: 0.557%) ・預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。自動継続時には、「スーパー定期貯金」の店頭表示金利を約定利率として当該満期日まで適用します。 ※ただし、市場動向によっては適用金利が変更となる場合がありますので、窓口でお問い合わせください。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 退職金のお受け取りの確認	・申込時に「退職金お受け取り口座の通帳」「退職所得の源泉徴収票」「退職金支払明細」等で退職金受け取りを確認できる資料をご提示いただきます。
10. 年金のお受け取りの確認	・対象となる年金の種類…国民年金、厚生年金、共済年金 ①年金を既に J A でお受け取りのお客さま 「年金のお受け取り口座の貯金通帳」をご提示ください。

商品概要説明書

スーパー定期貯金 (退職金定期貯金 J A - S T A R T)

	②年金を新たに J A でお受け取りになるお客さま 「年金請求書」または「年金受給権者受取機関変更届」に J A をお受け取り金融機関としてご指定のうえ、窓口にご提出ください。 ③年金を今後お受け取りになる予定で、年金受取口座を J A でご予約いただくお客さま 「年金ご予約票」にご署名・ご捺印のうえ、窓口にご提出ください。
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 : 約定利率× 5 0 %
12. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金は J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 取扱期間	令和 8 年 9 月 1 4 日（月）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0 7 7 6 - 5 0 - 7 6 1 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部 金融推進課または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会 （電話：0 7 7 6 - 2 3 - 5 2 5 5） 京都弁護士会 （電話：0 7 5 - 2 3 1 - 2 3 7 8） 愛知県弁護士会（電話：0 5 2 - 2 0 3 - 1 7 7 7）
15. その他参考となる事項	・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。

・ご不明な点は、J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。